

平成25年第1回那須烏山市議会1月臨時会（第1日）

平成25年1月21日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時32分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
都市計画担当課長	和 久 利 明
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	小原沢 直 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
 - 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
 - 日程 第 3 議案第1号 那須烏山市副市長の選任同意について（市長提出）
 - 日程 第 4 議案第2号 工事請負契約に関する紛争の仲裁について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分]

○議長（中山五男） おはようございます。本日は、お正月の月の議会にふさわしく川俣議員が和服姿で議場に花を添えられております。ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名全員です。定足数に達しておりますので、平成25年第1回那須烏山市議会1月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時議会にあたり、本日早朝、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

13番 小森幸雄議員

14番 滝田志孝議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、本臨時議会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 那須烏山市副市長の選任同意について

○議長（中山五男） 日程第3 議案第1号 那須烏山市副市長の選任同意についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場

合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 那須烏山市副市長の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、現在、空席となっております副市長に、國井 豊氏を選任をしたいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

國井氏は、昭和25年12月19日生まれ満62歳でありまして、那須烏山市落合407番地に在住をいたしております。現在、那須烏山市観光協会事務局長の職にございます。経歴を申し上げます。昭和44年3月に県立宇都宮農業高等学校を卒業の後、同年4月に旧烏山町に奉職をされて以来、42年間行政事務の執行に尽力をされてまいりました。その能力、実行力、御承知のとおりでございます。

旧烏山町では、農政課長、建設課長、健康福祉課長、企画財政課長の要職を勤められました。平成17年の合併後は、企画財政課長、総合政策課長として活躍をされております。

このように行政全般にわたりまして幅広い経験と深い識見を有し、市民からの信望も厚く、那須烏山市副市長として適任者でございます。

なお、御同意をいただいた後は、2月1日付で選任をしたいと考えております。

以上提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ御審議をいただきまして、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

18番樋山隆四郎議員。

〔18番 樋山隆四郎 登壇〕

○18番（樋山隆四郎） 今、提案をされました副市長の選任の件であります、私は賛成の立場から討論をいたします。

先ほど市長が議案の中で、経歴はもう既に皆さんが御承知のとおり、國井 豊氏は、旧烏山時代あるいは新しく市になってから、既に総合政策課長を最後に退職をされたわけですが、その間の経歴に関してはもう申し分がありません。市政全般にわたって熟知していると私は認識をしております。

そして、観光協会の事務局長として何年かのブランクはありますが、今度は事務局、そういうことでなくて市長の補佐役として、この市長の補佐役が十分に認識できて、またそういった任に耐えることができる人物であると私は考えますので、どうか議会の皆さんの同意を得て、國井 豊氏が、副市長としてこれから大谷市長の右腕となって活躍されることを私は推薦いたします。どうぞ御同意くださいますようお願いをいたしまして、皆さんの賛成をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中山五男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第2号 工事請負契約に関する紛争の仲裁について

○議長（中山五男） 日程第4 議案第2号 工事請負契約に関する紛争の仲裁についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 工事請負契約に関する紛争の仲裁について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約に関する紛争の解決を図るため、栃木県建設工事紛争審査会による仲裁に付することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

学校給食センター新築工事につきましては、昨年8月24日で工事は終了し、竣工検査・引き渡しを経て、昨年9月3日から正式運用が開始をされており、現在も順調に稼働をしているところであります。

また、工事代金につきましても、当初請負契約書における約定額である3億1,710万円の支払いが既に完了しており、当初請負契約による事務手続は一応の完了をみたところであります。

しかしながら、工事の施工過程において生じた仮置残土の処分、床スラブ工事に係るコンクリート及び鉄筋の数量の増量、間仕切り、天井下地の補強等をめぐる諸問題につきましては、解決のめどが立っていない状況でございます。

主な経過を申し上げますと、学校給食センターの竣工検査・引き渡し以降、市では弁護士への法律相談を通じて対応指導を受けながら、相手方の動向に備えてきたところであります。昨年10月2日には、相手方から、相手方が正当とする追加工事代金の請求がありまして、市では相手方の代理人、弁護士と面談をし、相手方の意向や請求内容の確認をするなど、所要の経過をたどってまいりました。

その結果、市といたしましては、支払いをすべき法的義務を負うものではないとして、請求に応じなかったところ、相手方は、昨年12月17日付で栃木県建設工事紛争審査会に対し、建設業法による仲裁の申請を行ったものであります。

以上のとおり、市と請負人との間には、工事請負契約をめぐる紛争が生じており、当事者間の解決を図ることが困難であります。このため、当初請負契約の締結にあわせて合意をした仲裁合意に基づき、栃木県建設工事紛争審査会による仲裁に付し、その仲裁判断を仰いで紛争の速やかな解決を図ろうとするものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） こういう件について、ちょっと勉強不足でわからない点があつての質問で申しわけないんですが、こういう工事発注については、図書設計書、そういう図面を書いた業者はもちろんなんですが、入札業者、そして、市でもこれは入札のとき、その前に必ず

どこか抜けているかどうか点検はしていると思うんですが、そういうのはやらないんですかね。そういう中で、点検をしても気がつかなかったということは、これはちょっと三者ともにおかしいのではないかなと思うんですが、そこら辺のところはどうなんでしょうか。まず1点。

あと、それに関連して、設計ミス大きな金額、これが要因になっていると思うんですが、設計業者については何のペナルティーもない。そういうものでもいいのかな。最初からですからね、今言っても仕方ないんですが、最初の選考が今回の問題点を大きくしたと思うんですが、執行部の考え方はどのような考え方をしていますか、今現在ですよ。

それと、もう一つ、あまりこれはいい話ではないんですが、1月19日、下野新聞で、那須烏山市が学校給食センターと公共事業を左右する設計積算ミスがふえている云々かんぬんと、これは県知事福田富一知事のそういう発言があったわけですね。町村長会議ですか、そういう中で失敗事例を集めた云々と。こういう話まで出てきますと、これは相当県のほうでもそこまで来ると有名な話になっているのかなと思うんですが、その辺の認識の仕方、考え方は執行部はどのように考えていますか。そこらの点をお伺いをするものであります。

○議長（中山五男） 粟野総務課長。

○総務課長（粟野育夫） まず1点目の設計の積算関係でございます。設計を発注いたしまして、当然設計会社から担当課に設計書を渡されるわけなんですけれども、普通一般的には担当課で事業にあたっては内部をチェックする。その後、担当課から総務課にいわゆる入札に付すわけでございますので、関係資料が送致されてまいります。

総務課の現体制なんですけれども、工事検査員ということで、専門的に退職された方なんですけれども、担当課から提出されました設計書が一応積算漏れがあるかどうかチェックはしております。ただ、図面上にあって、いわゆる設計書になかったという今回のことまでは一工事検査員では多分到底拾い出しできなかったのかなと。そのように考えております。

次に、設計業者のペナルティーでございますが、当然先ほど申し上げましたように、設計を依頼しまして当然担当課が成果物を受領いたすわけでございますので、その際に設計ミスとかそういうのがあれば、当然指摘、やり直しという形になるんでしょうけれども、全く設計ミスがあったのを気がつかないで受領してしまった場合は、やはり設計業者にペナルティーを課すというのは、現在、市のほうに那須烏山市建設工事等請負業者指名停止措置規定及び運用基準がございますが、設計ミスがあったのを理由に現時点ではなかなか難しいのかなと考えております。

しかし、建設工事につきましては、それぞれ各担当課から指名選考委員会にいわゆる指名について相談がございますので、そういう中では意識的に指名は留保する。指名は指名選考委員会で除く。指名停止とはまた違うんですけれども、現実には指名留保という形で執り行ってい

るのもまた事実でございます。

3番につきましては、ちょっと私の段階で口を挟む問題ではございませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 知事の発言は、報道によれば市長会というよりは町村会での発言であったというふうに私は理解します。

今、この紛争をきっかけに、市でもそういった規定、規格をしっかりと定めながら、再発防止に向けて今全力を尽くしていきたいと思ひますので、ひとつそのようなことでしっかりと対応すると。再発防止をするというような勢いで今やっておりますので、ひとつこのことは御理解いただきたいと思ひます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） まず、担当課の今の話の1番の話なんですが、図面上にあつて金額が抜けているのがちょっと漏れちゃった。それもあまりよくわからなかったというのね、ちょっとこれは三者ともにですよ、一社がどうだという話ではないと思ひんすけれども、同じものが出ていて、ほかの業者も当然入札業者はみんな見ていると思ひんすんですが、不幸にして三者とも見落したという話になると、これまた何のための入札で、それで、こういう形になってきて、最終的には地元業者育成、金額が安くという話ではなくて、やはり地元業者も困っちゃう。そして、金額も逆にはね上がってしまうのではないかと。それは決して市民のためにもならないんじゃないか。逆行するんじゃないかという考え方をしているんですが、その辺をまず1点お伺ひします。

それと、設計業者を選ぶときに、今言つても仕方ないんですが、どうも絵をかいてみたら一番よかったのか。そうでもないような話しっぷりなんですね。ただ、金額が見積もりをとつたので安かったからそこにあわせて、そこにしちやつたような言い方もあるようですから、これはまた次元が違うのかなと思ひんすね。

そこら辺のところ、今回はこれは終わってしまった話ですけれども、今後は十分注意してやってもらわないと、同じような話でこれだけの人間がこれだけの能力を使って、時給の高い人がここに集まつて、換算したら相当な金額が逆にふえちゃっているのではないかとこの心配をしているんですね。

大変失礼ですけど、ここにひな段にいる方々は時給の高い人ですから、役所で言えば時給の安い人はここにいないわけですよ。ですから、そういうことを考えたときには、逆に高くなつてしまったのかなと、そう思つております。

それと最後に、市長がそういう町村会の話で県知事が言つた話については、再発防止に向け

て十分注意してやっていくという話をしたようですが、本当にここら辺のところは気を引き締めてやっていかないと、那須烏山市が出てくる報道は、大変失礼ですけどあまり最近いい話が出てこないかなと。ちょっと失礼な話をしますと、昔、小川のほうはね、随分係争がありまして、新聞を見ますとあまりいい話じゃなかったんですが、どうも今逆転しちゃって、那須烏山市があまりいい話が出てこないのかなと。そうすると、イメージアップとは、定住人口ふやしましょうと言ったって、なかなかふえてこないのかなと、そういう部分も含めてよく検討していただきたい。そういう希望をしております。そこらについてもまた考え方があれば、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今度の事件につきましては、市といたしましても真摯に受けとめさせていただいておりますので、もうその改善方、今、全力で見直しを図っているところでございますので、先ほど申し上げましたように、これらの事件等については、再発防止も含めてさらなる地域の活性化にさらに拍車がかかるような対応をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） まず、最初の1点目のいわゆる設計図書の受領に際しましては、市のほうも十分精査する必要はあると思っております。また、業者のほうも入札に際しましては、設計図書の照査を義務づけられておりますので、必ずこれらを今までの経験を踏まえて、事例を踏まえまして、設計図書の受領に際しましては、市もできるだけ十分精査していきますし、業者にも設計当初の照査につとめるよう指導してまいりたいと思っております。

2点目の業者の選定につきましても、多分給食センターの場合には最低制限価格を設定しないでやってしまったのかと考えております。現在は、設計におきましても、最低制限価格を設定して、粗悪な設計に至らぬよう配慮はしておりますが、これらの事例を十分今後に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 最後に考え方なんですが、今回は震災があって壊れてしまって急遽そういう学校給食センターを急いでやらなくちゃいけないということもあるんですが、何とか漏れ伝わるところによると時間の不足ですね。やはり設計の見落としとか工事の云々も、ちょっと時間が足りなかったのではないかというようなことも聞けるようなものですから、そこら辺も十分な時間、そういうものをとっていただいて、トラブルのないようお願いをしたいというような希望をして質問を終わります。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番 渋井由放議員。

〔3番 渋井由放 登壇〕

○3番（渋井由放） ただいま上程されました第2号議案 工事請負に関する紛争の仲裁についてを、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、市長の説明もございましたけれども、これまでの経緯を申し述べさせていただきます。平成24年8月10日金曜日、午前10時より平成24年第6回那須烏山市議会8月臨時会が開催をされ、第2号議案として那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更についてが上程をされました。

これは荒川・佐藤・荒井特定建設工事共同企業体の間に締結をした那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の契約金額3億1,710万円から1,575万円を増額して、3億3,285万円に変更する工事変更請負仮契約書を締結したので、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2号の規定により提案をされたものであります。

那須烏山市議会では、議論に議論を重ねた結果、支払う法的根拠が見当たらないとの意見が多数となり、議案は否決になり、那須烏山市は請負代金の増額については応じないということとなりました。

これによりまして、荒川・佐藤・荒井特定建設工事共同企業体は、那須烏山市建設工事請負契約約款第56条仲裁の規定に基づき、平成24年12月17日に栃木県建設工事審査会に対し、建設業法による仲裁を申請したものであります。

このたびの仲裁申請書を見ますと、仮契約で増額された1,575万円を723万4,332円を超えた2,298万4,332円となっており、遅延損害金についても明記をされていると

ころであります。

また、先ほどの質疑の中にもございましたが、1月19日土曜日の下野新聞には、栃木県と県内町長との懇談会の席上で、福田富一知事が那須烏山市学校給食センターなどと名指しをして、公共事業を左右する設計ミスがふえている。再発防止のため、失敗事例を集めた資料をつくるので活用してほしいと呼びかけたとの記事が掲載されております。非常に不名誉なことであり、また、市民の関心がこのことについて非常に高まっているところでございます。

我々那須烏山市の市民の代表として、議会において議論に議論を重ね、慎重に審議した結果、いわゆる否決した結果を建設工事審査会の場でしっかりと主張していくのは、市民に対する責務であります。よって、私はこの議案に対し、賛成をするものであります。

どうぞ議員の皆様には、この意見を考慮していただき、結論を出していただければありがたいと思います。

以上で、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（中山五男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

これもちまして、臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

○議長（中山五男） 以上で、平成25年第1回那須烏山市議会1月臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午前10時32分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成25年3月5日

議 長 中 山 五 男

署 名 議 員 小 森 幸 雄

署 名 議 員 滝 田 志 孝